

乳がん触診モデル運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人長野県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が所有する乳がん触診モデルおよびその付属品（以下「本器具」という。）の運用に関し必要な事項を定めることにより、健康に帰する啓発活動に資することを目的とする。

第2章 管理

(管理者)

第2条 本会理事会は、本器具の適切な運用、管理をするため管理者を選任する。

2 管理者は本会理事が担当し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 運用

(利用)

第3条 本器具の利用は、長野県内で開催される健康祭、病院祭等の公益を目的に使用する場合に限る。

2 本器具の利用を希望するものには貸出す事ができる。

(利用申込)

第4条 本器具の利用を希望するものは、管理者が別に定める方法に従い、予め利用の申込みを行わなければならない。

2 前項の申込みは、長野県内に勤務または居住する診療放射線技師に限る。

3 前項以外のものが申し込みを行う場合は、その利用に対して本会理事会の承認を必要とする。

(利用の決定)

第5条 管理者は前条の申込みに対して別の定めに従い、本器具の利用を許可又は不許可の決定をし、その旨を当該申込者に連絡する。

2 前項の利用許可を受けた申込者は、利用決定後ただちに本器具の利用責任者（以下「利用者」という。）を選任し、管理者に届けるものとする。

(利用料等)

第6条 本器具の利用料は無料とする。

2 本器具の輸送費用は利用者の負担とする。

3 本会が展開する啓発事業において本器具の輸送を行った本会会員には別に定める旅費規程により交通費を支払うものとする。

第4章 賠償

(賠償)

第 7 条 利用者が故意または重大な過失により本器具に損害を与えた場合はその相当額を賠償しなければならない。

(破損)

第 8 条 本器具が破損等により利用できなくなった場合等は、管理者及び利用者において誠意をもって協議し、対応策を講じるものとする。ただし、この場合、利用者に損害が発生した場合であっても、本会はその責を負わない。

(使用時の事故)

第 9 条 本器具の使用時の事故に対しては、利用者がその責を有し、本会は一切の責を負わない。

第 5 章 雑則

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

(委任)

第 11 条 この規程の定めるほか必要な事項は理事会に諮りこれを定める。

附則

この規程は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。